

事務連絡
令和5年11月

障害福祉サービス事業所 各位

野々市市福祉事務所長
(公印省略)

野々市市障害福祉サービス支給決定ガイドラインの改正について

令和5年10月に発行した「野々市市障害福祉サービス支給決定ガイドライン」について、下記のとおり、一部改正しましたのでお知らせいたします。

改正点

野々市市障害福祉サービス支給決定ガイドライン

P38：3-(2)-(イ)

現行	改正後
(イ)65歳を超えての新規利用及び他の就労系サービスからの変更利用について 土記3(1)に準じます。 ※長期のひきこもり、重度の精神疾患等による長期入院者の退院時等については、生活状況、就労歴、生活歴等、サービス利用の必要性を総合的に勘案し、市が個別に判断を行います。	(イ)65歳を超えての新規利用及び他の就労系サービスからの変更利用について 生活状況、就労歴、生活歴等、サービス利用の必要性を総合的に勘案し、市が個別に判断を行います。